

# 消費生活センターだより

第86号  
令和3年12月

## 「光回線をアナログ回線に戻せば料金が安くなる」という勧誘に注意しましょう！



インターネットの光回線の契約をしている消費者に対して、「アナログ回線（アナログ電話）に戻せば料金が安くなる」等と勧誘し、手続き代行やオプションサービスの料金として高額な請求をするいわゆる「アナログ戻し」のトラブルが増えています。

### 事例

大手通信会社を名乗って電話がかかってきて、「インターネット回線を解約し、電話をアナログ回線に戻すと今より電気料金が安くなる。アナログ戻しの工事をすれば費用をキャッシュバックする」と説明され、来訪を了承した。訪問してきた事業者から「指定期間内に自分で電話会社にアナログ戻しを申し出るように。工事完了後にキャッシュバックする」と言われて、書面への記載を執拗に求められたが、不審に思い断った。事業者が勝手においていった書面を確認してみると、月額5,000円の生活サポートの契約を大手通信会社ではない別の事業者としたことになっていた。

### 【ポイント】

- ◇ 勧誘を受けた事業者名と契約内容をしっかり確認しましょう。  
大手通信会社やその代理店を名乗っていても、実際には関係のない事業者が勧誘しているケースが見られます。また、光回線からアナログ回線に戻すことを勧誘のきっかけとして実際は、手続き代行やコンサルタントの契約、サービス内容の詳細が不明な生活サポート等オプションサービスの契約になっているケースがあります。
- ◇ 必要のない契約はきっぱり断りましょう。  
光回線をアナログ回線に戻すと利用料金が安くなる場合がありますが、事業者からの勧誘を受けて、消費者が知らないうちに、アナログ回線への変更には必要のないサービスの契約を結んでいるケースがあります。
- ◇ 「アナログ戻し」の手続き代行サービスや、生活サポートサービスを訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合にはクーリング・オフができる場合があります。
- ◇ 光回線をアナログ回線に戻す場合には、第三者に依頼する必要はなく、消費者自身でNTT 東日本(116 又は 0120-116-116)に申し込むことができます。  
費用や条件等の詳細は、同社に問い合わせましょう。
- ◇ トラブルにあった場合は、消費生活センターに相談してください。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019